

## ■ 参考資料

### 平成15年度「著作権教育研究協力校」における 著作権教育の具体的指導方法の研究開発 成果報告書

富士市立元吉原小学校 .....	38
人吉市立東間小学校( ) .....	48
柏市立逆井中学校 .....	61
岐阜大学教育学部附属中学校( ) .....	80
東京都立墨田川高等学校 .....	88
岡山県立瀬戸南高等学校( ) .....	95

( )の学校はP36までにあるとおり，岡山県教育センターにおいて実践成果発表及びパネルディスカッションを行った。

---



---

富士市立元吉原小学校

---



---

1 学校の概要

所在地・電話番号	〒 417 - 0846 所在地：静岡県富士市今井 3 - 4 - 2 TEL： 0545-33-0004				
児童・生徒数 (平成 15 年 5 月 1 日現在)	学 年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第 1 学年	3 6	3 7	7 3	2
	第 2 学年	4 5	4 4	8 9	3
	第 3 学年	4 5	5 8	1 0 3	3
	第 4 学年	3 5	4 3	7 8	2
	第 5 学年	5 3	4 6	9 9	3
	第 6 学年	4 4	4 3	8 7	3 + 1 (養護)
	計	2 5 8	2 7 1	5 2 9	1 7
教員数	2 6 名				
学校・地域の 教育的環境	平成 1 2 年度から 1 4 年度までの 3 年間，文部科学省の研究開発学校として，情報と英会話を教科として新設し，カリキュラム開発を行ってきた。情報教育に関して言えば，様々な情報手段を使って課題を解決する学習を行い，同時に，系統的に著作権等のモラル学習をカリキュラムの中に位置づけて学習を進めている。				

## 2 研究成果の概要

### (1) 研究主題

著作権教育に関する学校カリキュラムと授業実践の開発

### (2) 研究のねらい

学校現場では情報教育の必要性が強く認識され、全国の各学校で進められている。その中心は情報活用の実践力の育成にある。情報活用の実践力が身に付いた子どもたちは、そのスキルを使い、さまざまな情報にアクセス可能になる。そこで問題となるのが、情報を正しく活用する力や責任をもって情報を発信する力である。すなわち、情報社会に参画する態度の系統的な育成が、次に求められる学校の課題となる。

本校は、平成12年度から3年間文部科学省研究開発学校として、情報に関する系統的なカリキュラムを開発してきた。その成果として、子どもたちはすべての教育活動を通じてインターネットなどの情報手段を駆使しながら学習を進めている。一方、例えば電子掲示板への不適切な書き込み、著作権等への意識の不足など、新たな課題が顕在化している。力がついたからこそ必要となったのは、情報社会に関する知識、態度、モラルのカリキュラム開発である。とりわけ私たち教師にも子どもたちにも不足しているのは、著作権や肖像権等に関する知識や考え方と、その指導場面の認識である。

そこで本研究では、著作権や肖像権等の著作権教育の単元を開発し、その学校カリキュラムと具体的な授業イメージを提示することが目的である。

### (3) 研究の概要

教師の著作権教育に関する知識を深める

著作権教育を進めるに当たり、著作権についての知識を教師自身が深め、どのような場面で指導が可能かを考えた。

・著作権教育学習会2回

第1回 テーマ「文化庁作成の小学生版著作権教育ソフトを使ってみよう」

第2回 テーマ「著作権教育の現状と課題小学校段階で教える著作権教育について」

(1) 知的所有権とは、どんなものか。

(2) 現実の著作権の侵害となる様々な行為には、どのようなものがあるか。

(3) どのような内容を著作権教育として、小学校で扱った方がよいか。

日常における著作権学習の場面を探る

著作権教育5分間指導を読み合い、日常生活の場面や授業で行える著作権指導の場面を確認試合、実践に移す教育を行う。

授業実践と研究授業

特に以下の授業を研究授業をして行い、情報モラルについて検討した。

第3学年 「ぼく、わたしは新聞記者」

第6学年 「携帯電話って便利なの？」

指導案は、別紙参照

## (4) 研究の成果

### < 研究の成果 >

著作権に対する意識が、教師も子どもももてるようになってきた。普段の生活の中でも、会話の中から「これは使っていいの?」「著作権は大丈夫かなあ?」などの声が聞かれるようになってきている。

### < 文化庁作成教材の成果 >

著作権侵害にあたるかどうかという考えは、場面場面によって異なる。そのような場合、文化庁作成教材があることで、教師が指導しやすくなる。また、子どもが興味をもって学習ができるように開発されているところがよい。著作権教育に関する5分間指導のテキストもわかりやすく、実用的であった。

### < 感想 >

著作権や肖像権というような、情報社会に参画する態度の育成は、急務である。著作権協力校を指定し、その成果を一般化することはとても大切なことである。この研究は益々盛んに行っていくべきものであると感じている。

### 著作権教育に関する教師アンケートより

教師21人にアンケートをとった結果、著作権をとっても意識するようになった・意識するようになったと答えた教師が18人いた。また、3人の教師は、もっと意識できたのではないかと反省の意味を込めた解答を寄せいている。が10人、

「アンケート記述部分より」

- ・授業中、場を捉え、声に出すようになった。
- ・今日もこのプリントを使ってもいいのかわかるか、考えました。印刷するとき、立ち止まります。

\* 著作権教育の関する児童アンケートは授業実践報告のふり返しカードを参照

### < 改善案 >

文化庁作成教材にはどのようなものがあるのか、きちんと把握して使用することが大事である。その点から考えると、十分に把握し、活用することはできなかった。いつでもどこでも使えるために、コンピュータの環境を整え、教材内容を十分検討する時間を設ける必要がある。

### < 今後の課題 >

1. 著作権や肖像権に関わる具体的な指導場面を調べ、教材化する。
2. 著作権教育の学習段階を明らかにする。
3. 実践を記録に残し、学習指導法について検討を積み重ねる。その結果を、授業レシピにして、学校 Web 等で全国に発信する。

1. 著作権と本校の学習内容とのかかわり

本研究と特に内容がかかわるのは、本校の「情報や情報手段に関する知識、情報モラル・責任」の領域であり、この中から著作権・個人情報に関する内容を以下に抜粋する。

	情報や情報手段に関する知識	情報モラル・責任	
		責任(自分自身)	モラル・マナー(他者との関係)
1年 2年		・自分の作品を大切に ・友達のよさをみつける。	
3年 4年	・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る ・知的所有権のあるものを勝手に使ってはいけないことを知る	・自分の発信した情報に責任をもつ ・相手の気持ちを考えて情報を発信する	・他人の情報を大切に
5年 6年	・個人情報の保護に配慮して情報を発信することができる ・どんなものに著作権があるかを考え、著作権を持つものの正しい扱い方について知る ・著作権は大切であることがわかる ・個人情報の公開についての問題点を知る・ホームページのしくみについて知る	・発信されて情報が人に与える影響を理解し、行動する	・著作権を尊重する・個人情報を慎重に扱う

2. 本年度の著作権や個人情報にかかわる指導計画と授業実践

本校の年間指導計画に沿って、いくつかの著作権や個人情報に関する学習は、実践済みである。今後は、著作権教育協力校として、文化庁が開発した著作権を学ぶソフトを活用した授業を開発し、これらの実践を検証しながら、小学校段階の指導法や学習内容の研究を行っていきたい。

<平成15年度の著作権 個人情報に関わる授業>

学年	単元名	教科・領域	月	ねらい
1年	「 、なあに」	図画工作科	10	・友だちと自分の作品のよいところを見つける。
2年	「ゆめ いっぱい」	図画工作科	9	・自分の作った作品や友達の作品を大切に。
	「写真から言葉を作り出そう」	国語	11	・友達の作品の良さを見つける。
3年	「ぼく、わたしは新聞記者」	総合的な学習の時間	10	・インタビューする際のマナーを身につけると共に、情報提供者にお礼の気持ちをもつ。 ・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る。
4年	「みんなと話そう」	総合的な学習の時間	12	・ニックネームを使うことについて感想を述べ合う。
	「コマーシャルを作ろう」	総合的な学習の時間	11	・身の回りには、著作権を持つものがあることを知る。 <b>*文化庁作成ソフト使用</b>
5年	「お気に入りのホームページを紹介しよう」	総合的な学習の時間	4	・著作権を意識して、情報を収集する。
	「インターネットを楽しく安全に使おう」	総合的な学習の時間	6	・情報に対して適切な行動をとる。
	「掲示板を楽しく安全に使おう」	総合的な学習の時間	1	・情報の中にはモラルに反するものがあることを知り、適切な行動ができる。
6年	「富士市を紹介しよう」	総合的な学習の時間	1	・知的所有権についての理解を深める。
	「首都東京リサーチ 2003」	総合的な学習の時間	6	・どんなものに著作権があるのかを考え、著作権を持つものの正しい扱い方について知る。
	「携帯電話って便利なの？」	総合的な学習の時間	10	・著作権に対する理解を深める。
	「オーストラリアの友だちとネットワークで交流しよう」	総合的な学習の時間	11	・著作物の二次利用について考える。

## 授業実践報告

著作権という言葉は、小学生にとっては難しい。低学年では、道徳を中心に各教科、領域、日常生活の中で、「自分のつくったもの」「友達のつくったもの」を大切にする態度を養い、3年生から、「著作権」の指導を始めるカリキュラムを実践している。

### 「ぼく・わたしは、新聞記者」 3年生 実践報告

#### 1. 活動のねらい

- ・積極的に情報を集め、自分なりに工夫して新聞を作ろうとする。
- ・身近な人からインタビューして情報を集め、割り付けを考えた新聞作りができる。
- ・インタビューする際のマナーを身につけると共に、情報提供者にお礼の気持ちをもつ。
- ・デジタルカメラを用いたりメモしたりすることを通して、記録しながらインタビューする
- ・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る。

#### 2. 時間配分と活動の流れ 全25時間扱い

本単元は、地域にあるみんなに伝えたい施設を調べ、紹介する学習である。子どもたちは自分で調べたい施設を決め、取材活動を行い、新聞にまとめていく。その過程で、インタビューを行うときのマナーを身につけたり、著作権という概念を学んだりする。

子どもは、調べたことを新聞にまとめる際に、有名なキャラクターを描いていたので、担任がその場面をとらえ、著作権という概念を著作権情報センターの冊子を用いて子どもに教え、その学習の後に「探しを行った。

第1時～第19時・・・課題を決める。

インタビューの仕方を知り、体験する。

新聞のまとめ方、割付を行う。

インタビューしたことを集計し、コンピュータでグラフを作る。

わかりやすい文章を書く。

第20時・・・下書きの段階でマンガのキャラクターをカットとしていよいよとするグループがあり、このタイミングを生かして、著作権について学習し、人の物を勝手にコピーしていけないことを知った上で、自分たちらしい新聞作りができるよう、立ち止まる。

第21～第25時・・・新聞を完成させ、新聞報告会を開く。



< 「探しをしよう！」 >



< 著作権について教えてあげるよ >

「携帯電話って便利なの？」 6年生 実践報告

1. 活動のねらい

- ・知的所有権や人権の大切さを意識して使う。
- ・著作権に対する理解を深める。

2. 時間配分と活動の流れ 全2時間扱い

「携帯電話って便利なの？」では、今までの著作権に関する学習を振り返りながら、携帯電話の便利さと心配な出来事について考える授業である。

- ・第1時・・・それぞれの機能のよさについて話し合う。  
「話す・きく」のマナーを取り上げ、携帯電話を使うことに適した場面を考える。
- ・第2時・・・子供たちの「携帯電話を使って写真を写したい」という思いを取り上げ、この思いが、著作権や個人のプライバシーを侵害する場面があることを知り、正しく使おうとする意識を高める。

\*前学年で学習した「音楽CDをMDに録音して、友達にあげてもよいか」など、具体的な場面における著作権の侵害について、「×クイズ」の復習を行った。また、新聞の切り抜き記事を使って、実際に起きている「デジタル盗撮」の問題を考えさせた。

この実践は、以下の著作権に関する単元を踏まえて、実践を行った。

学年	単元名	時数	ねらい
3年	ぼく・わたしは新聞記者	20/25	実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る。
4年	コマーシャルを作ろう	15/15	身の回りには、著作権を持つものがいろいろあることを知る。



< 著作権について理解を深めよう >

送付データ一覧

- ・報告書 3月22日
- ・3年生著作権 1
- ・3年生著作権 2
- ・6年生著作権 1
- ・6年生著作権 2
- ・子どものふり返しカード (3年・6年のふり返しカード)
- ・ビデオ映像 3年生「ぼく・わたしは新聞記者」  
4年生「コマーシャルを作ろう」  
6年生「携帯電話って便利なの？」の著作権に関する授業実践である。
- ・授業写真 3枚

# 情報科学習指導案

1 日時 平成15年10月21日(火) 第5校時

2 学級 3年1組

3 単元名 ぼく・わたしは新聞記者  
国語科「知ろう・伝えよう」との合科 20/25時

## 4 単元の目標

- (1) 積極的に情報を集め、自分なりに工夫して新聞を作ろうとする。 (関心・意欲)
- (2) 身近な人からインタビューして情報を集め、割り付けを考えた新聞作りができる。  
(情報活用の実践力)
- (3) インタビューする際のマナーを身につけると共に、情報提供者にお礼の気持ちをもつ。  
(情報モラル・責任)
- (4) デジタルカメラを用いたりメモしたりすることを通して、記録しながらインタビューすることができる。  
(基本操作技能の習得)
- (5) 実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る。 (知識)

## 授業について～Q&A～

Q1 一言で言うと、この単元は、どういう力をつけさせたいですか。

情報を集めるための一つの手段であるインタビューのやり方・メモのとり方を身につけ、取材したことをもとに、新聞にまとめる力です。

Q2 単元の中で、本時はどのような位置づけですか。

子ども達は、地域の中から選んだ取材場所のインタビュー・校内のインタビューを終え、新聞作りの割り付け・下書きまで行っています。下書きの段階でマンガのキャラクターをカットとして用いようとするグループがあったので、このタイミングを生かして、著作権について学習し、人の物を勝手にコピーしていけないことを知った上で、自分たちらしい新聞作りができるよう、立ち止まり考えていく時間だととらえています。

Q3 本時の「うり」は何ですか。

著作権について知るために、子ども達に分かりやすい紙芝居を用意し、自分たちの生活経験の中でも振り返って考えられる場を設定したことです。

Q4 本時の授業のねらいは何ですか。

新聞作りを始めた子ども達が、著作権について知ること、人の物を勝手にコピーしていけないこと・自分たちらしい新聞作りをしようとする気持ちをもつことができる。



( 5 ) 本時の学習過程

予想される児童の学習活動	評価	支援	準備物
<p data-bbox="181 292 936 352"><b>自分たちらしいグループ新聞に仕上げたいこう</b></p> <p data-bbox="230 379 1368 440"><b>人が作ったキャラクターをカットに使うことはいいかな？悪いかな？</b></p> <p data-bbox="241 453 864 488">紙芝居を見て、著作権という言葉を知る。</p> <p data-bbox="264 528 987 619">なぜ、コピーしたらいけないのかな？ 自分でノートに写しているのはいいのかな？</p> <p data-bbox="230 659 1182 694">自分の持っている物の中に◎マークがあるかどうか探してみる。</p> <p data-bbox="282 707 1122 767">筆箱・下敷き・線引き・鉛筆・ノートのキャラクター</p> <p data-bbox="230 794 1487 855"><b>みんなで割りつけた記事をあわせて、自分たちらしい新聞にする作戦を立てよう</b></p> <p data-bbox="230 868 611 903">下書きした記事を見合う。</p> <p data-bbox="297 922 432 957"><b>カット</b></p> <ul data-bbox="203 986 555 1107" style="list-style-type: none"><li>・人のものまねのカットはやめて、自分でキャラクターを考えよう。</li></ul> <p data-bbox="745 922 790 957"><b>色</b></p> <ul data-bbox="622 986 1003 1107" style="list-style-type: none"><li>・見出しは目立つ色にしよう。</li><li>・あんまりいろいろな色がない方がいいな。</li></ul> <p data-bbox="1126 922 1339 957"><b>文字の大きさ</b></p> <ul data-bbox="1059 986 1487 1139" style="list-style-type: none"><li>・見出しはもっと大きい方がいいよ。</li><li>・割りつけた記事の本文の文字の大きさが全体的にそろっている方がいいよ。</li></ul> <p data-bbox="1619 922 1832 957"><b>見出しの言葉</b></p> <ul data-bbox="1541 986 1968 1139" style="list-style-type: none"><li>・もっとみんなが読みたくなるような見出しに変えた方がいい。</li><li>・短い言葉で作った方がいいよ。</li></ul> <p data-bbox="230 1310 409 1345">清書をする。</p>		<p data-bbox="1182 453 2092 606">コピーや～レンジャーのキャラクターをカットに使おうとしているグループの作品を取り上げ、課題意識を持たせて紙芝居を見せる。 子ども達の生活の中に、著作権に関わる場面があることを具体的な事例で紹介し、理解を助ける。</p> <p data-bbox="1507 659 2092 783">OHC・・・子供が見つけた物をテレビに写す。 教師側でも子供にとって身近なビデオやCDを用意して提示する。</p>	

## 情報学習指導案

- 1 日時 平成15年10月21日(火) 第5校時
- 2 学年 6年1組 (教室)
- 3 単元名 「携帯電話って便利なの？」 (2/2時)
- 4 単元の目標
  - (1) 身近な生活の場で、携帯電話がどのように使われているか、意欲的に考えようとする。 (関心・意欲)
  - (2) 知的所有権や人権の大切さを意識して使うことができる。 (情報のモラル・責任)
  - (3) 著作権に対する理解を深めることができる。 (知識)

### 授業についてのQ&A

#### Q1 一言で言うと、この単元では、どんな力をつけさせたいですか。

携帯電話の機能を知り、その利便さを知ると共に、その機能の中には、商業的問題やプライバシーの侵害に及ぶようなことも起こりうるということを知らせることです。そして、自分の判断で正しく使おうとする態度を育てたいです。

#### Q2 単元の中で、本時はどのような位置付けですか。

携帯電話の機能を「話す・きく」「書く・読む」「写す」と考えました。第1時では、それぞれの機能のよさについて話し合い、その中でも特に「話す・きく」のマナーを取り上げました。本時は、子供たちの「携帯電話を使って写真を写したい」という思いを取り上げ、この思いが、著作権や個人のプライバシーを侵害する可能性があることを知り、正しく使おうとする意識を高めたいです。

#### Q3 本時の授業の「うり」は何ですか。

テレビコマーシャルと教師の劇を観て、携帯電話でも著作権を侵害する場面があることに気づかせることです。さらに、過去に学習した著作権を振り返ることと、子供の新聞の切抜きを使って身近な社会的問題だということについて考えるところです。

#### Q4 本時の授業のねらいは何ですか。

携帯電話は周りにいる人の迷惑にならないように使うことが大切だと思っている子供たちが、本屋や美術館で写真をとったりする劇を観て話し合うことで、携帯電話にも著作権や肖像権を侵害する可能性があることを知り、正しい使い方をしようとする姿勢を育てたい。

